

第58回香川県環境審議会計画部会

〈書面開催〉

- 1 香川県環境基本計画等の案について
 - ① 香川県環境基本計画(案)
 - ② 香川県地球温暖化対策推進計画(案)
【別冊】地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定
に関する環境配慮基準(案)(P5)
 - ③ 香川県循環型社会推進計画(案)
- 2 香川県環境影響評価条例の一部改正について (P7)

1 策定経緯

令和6年5月28日～6月19日	県政世論調査の実施
令和7年1月14日	知事から香川県環境審議会に諮問(計画部会に付託)
令和7年2月6日	第54回香川県環境審議会計画部会 ・次期計画の策定方針について審議
令和7年5月27日	第55回香川県環境審議会計画部会 ・次期計画の基本目標及び施策体系について審議
令和7年6月9日～22日	県政モニターアンケートの実施
令和7年8月27日	第56回香川県環境審議会計画部会 ・計画の骨子(案)について審議
令和7年9月	令和7年9月定例県議会 ・計画の骨子(案)を報告
令和7年10月31日	第57回香川県環境審議会計画部会 ・計画(素案)について審議
令和7年11月	令和7年11月定例県議会 ・計画(素案)を報告
令和7年12月5日～令和8年1月5日	パブリック・コメント(意見公募)の実施

2 素案からの主な変更点

変更点	変更内容
〈環境基本計画〉 参考資料(P87~)	参考資料として「用語解説」などを追加
〈地球温暖化対策推進計画〉 参考資料(P80~)	参考資料として「用語解説」などを追加
〈循環型社会推進計画〉	内容等の変更なし

※ その他、最新値の公表等により、図表やグラフの数値や字句を修正等した。

〈環境基本計画〉

図1-2: 月別降水量と月別平均気温(P3)、図3-1: 県内総生産額と経済成長率(P6)、図3-2: 産業別県内総生産の推移(P6)、
図3-3: 下水処理水利用量の推移(P51)、図3-4: 水道の一人一日当たり生活用平均給水量の推移(P51)、図4-3: 耕地面積の推移(P63)

〈地球温暖化対策推進計画〉

図2-6: 主要国の温室効果ガス削減目標の状況(P7)、図3-1: 月ごとの降水量、平均気温(P11)、
第3章 本県の地域特性- 3 気候変動の状況及び将来予測-(1) 気候変動の状況(P14~17)

3 パブリック・コメントの結果

実施日時: 令和7年12月5日(金)から令和8年1月5日(月)まで
実施結果: 3計画ともに意見の提出はなかった。

香川県環境基本計画(案)の概要

1 計画策定の趣旨

本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 計画の位置づけ・性格

- ・「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」の環境に関する分野別計画
- ・香川県環境基本条例第9条に基づく計画
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育等の推進に関する行動計画」として、また、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付け

3 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

4 計画の対象範囲

環境全般

※緑化の推進とみどりの保全を総合的かつ計画的に推進するものは、「香川県みどりの基本計画」で取り扱う。

5 将来像

環境と成長の好循環が図られるグリーン社会の実現

施策区分	施策の柱
大項目	中項目
【各分野にまたがる 基盤整備・地域づくり】 1 環境を守り活かす 人づくり・地域づくりの推進	1-1 環境を身近に感じ、学び、行動する人づくりの推進
	1-2 環境と成長の好循環につながる地域づくりの推進
	1-3 地域環境資源の充実と活用の推進
【地球環境分野】 2 地球温暖化対策の推進	2-1 温室効果ガスの削減を図るための対策 (緩和策)
	2-2 気候変動の影響に備えるための対策 (適応策)
【資源循環分野】 3 循環型社会の推進	3-1 循環型社会づくりの推進
	3-2 廃棄物の適正処理の推進
	3-3 災害廃棄物処理対策の推進
	3-4 水循環の促進
【自然環境分野】 4 自然と共生する地域づくりの 推進	4-1 生物多様性の価値の理解と行動
	4-2 生態系の健全性の回復
	4-3 自然を活用した社会課題の解決
	4-4 農地等の保全と持続的活用
【生活環境分野】 5 安全・安心な生活環境の保全	5-1 大気環境の保全
	5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

香川県地球温暖化対策推進計画(案)の概要

1 計画策定の趣旨

温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と気候変動の影響に備える「適応策」を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 計画の位置づけ・性格

- ・「香川県環境基本計画」の地球環境分野に関する個別計画
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」
- ・気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

3 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

4 基本目標

県民みんなで取り組むカーボンニュートラルの実現

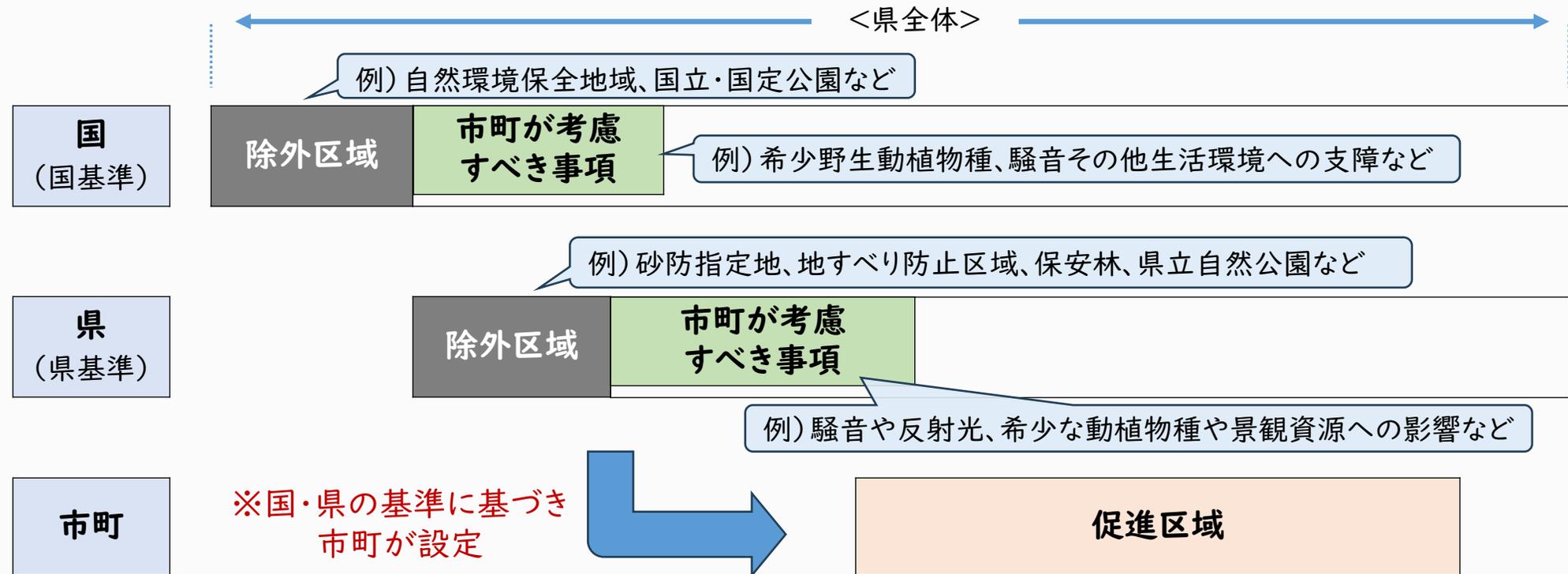
施策区分	施策の柱
大項目	中項目・小項目
1 温室効果ガスの削減を図るための対策(緩和策)	1-1 徹底した排出削減対策の推進
	1-1-1 家庭・企業のカーボンニュートラルの推進
	1-1-2 移動・輸送のカーボンニュートラルの推進
	1-1-3 循環型社会づくりの推進
	1-1-4 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進
	1-2 再生可能エネルギーの導入促進
	1-2-1 太陽光エネルギーの最大限活用
	1-2-2 地域と共生した再生可能エネルギーの利活用
	【別冊】地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準
	1-3 吸収源対策の推進
	1-3-1 森林や藻場を生かした吸収源対策の推進
	1-3-2 都市緑化の推進
	1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進
	1-4-1 次世代エネルギーの利活用
1-4-2 GX関連産業の活性化	
2 気候変動の影響に備えるための対策(適応策)	2-1 気候変動適応策の推進
	2-1-1 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等
	2-1-2 熱中症対策の推進
	2-2 各分野における気候変動適応策の推進
	農林水産分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、自然災害分野、健康分野、産業・経済分野、県民生活分野

【別冊】地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）について

1 制度の概要等

- 地域脱炭素化促進事業制度は、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入のため、地球温暖化対策推進法に基づき、国や都道府県が環境配慮の基準を定め、市町村において、「促進区域」等が設定できるもの。
- 国において、太陽光発電による環境破壊等に結びつく開発の抑制や規制強化の対応方針が示されたことを踏まえ、第5次「香川県地球温暖化対策推進計画」の策定に合わせ、本県における環境配慮基準を策定する。
- 制度の活用により、市町には「再エネの適地誘導」、事業者には「事業予見可能性の向上」等の利点がある。

2 環境配慮基準の概要 <環境配慮基準と促進区域の関係図>



香川県循環型社会推進計画(案) の概要

1 計画策定の趣旨

- ・環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成をめざして、本県の廃棄物政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。
- ・循環型社会形成をより一層推進する観点から、計画名を「香川県廃棄物処理計画」から「香川県循環型社会推進計画」へ変更する。
- ・従来の「香川県廃棄物処理計画」に「プラスチック資源循環」や「食品ロス削減」に関する事項などを追加する。

2 計画の位置づけ・性格

- ・「香川県環境基本計画」の資源循環分野に関する個別計画
- ・廃棄物処理法第5条の5に基づく計画
- ・食品ロス削減推進法第12条に基づく計画

3 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

4 基本目標

循環型社会の推進による持続可能な香川の実現

施策区分	施策の柱
大項目	中項目・小項目
1 循環型社会づくりの推進	1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
	1-1-1 2R(リデュース、リユース)を意識した3Rの普及啓発・取組みの推進
	1-1-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
	1-1-3 循環産業の育成
	1-2 プラスチック資源循環の推進
	1-2-1 事業者におけるプラスチック資源循環の推進
	1-2-2 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進
	1-3 食品ロス削減の推進
	1-3-1 教育や普及啓発の推進
	1-3-2 事業者における取組みの推進
2 廃棄物の適正処理の推進	2-1 廃棄物の適正処理の推進
	2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理
	2-1-2 監視指導体制の拡充・強化
	2-1-3 廃棄物の適正処理の推進
	2-1-4 豊島処分地維持管理等事業の推進
	2-2 不法投棄対策の推進
2-2-1 不法投棄や野外焼却対策の強化	
3 災害廃棄物処理対策の推進	3-1 災害廃棄物処理対策の推進
	3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

香川県環境影響評価条例の一部改正について

1 概要

- 環境影響評価法の一部改正等を踏まえ、香川県環境影響評価条例の所要の改正を行う。

2 一部改正の内容

- (1) 過去に環境影響評価を実施した工作物を建て替える場合は、配慮書の手続において、周囲の概況等の調査を不要とし、既存事業の環境監視の結果等を踏まえた具体的な環境配慮の内容を整理することとする。
- (2) 知事は、事業者の同意を得た上で、事業者が作成した環境影響評価に係る書類を公開できることとする。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく促進区域内において行う地域脱炭素化促進施設の整備については、配慮書に関する手続を適用しないこととする。
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定に基づく促進区域内において行う海洋再生可能エネルギー発電事業については、配慮書及び方法書に関する手続を適用しないこととする。
- (5) 対象事業にダムの改築を追加する。
(現在は新築のみを規定。従来からダムの嵩上げ等の改築は、ダムの新築の事業として運用していたが、条文上、明記するもの。)

3 施行日

- 規則で定める日。ただし、2の(2)～(4)は、令和8年4月1日から施行する。